

家畜衛生情報

つばき



季刊 第138号
令和3年 冬号



防疫演習写真

目次

- P.2…鳥インフルエンザ発生予防について
引き続き対応をお願いします！
鳥インフルエンザ防疫演習
- P.3…豚熱・アフリカ豚熱・口蹄疫の発生状況
春節に向けた防疫対策について
- P.4…定期報告書提出のお願い
- P.5…マニュアルの記入・保管のお願い
- P.6…牛のアルボウイルス感染症サーベイランス検査結果
抗菌剤の慎重使用をお願いします
編集後記

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959)72-3379

FAX (0959)72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



鳥インフルエンザ発生予防について 引き続き対応をお願いします！

昨シーズンは、18県52事例と発生が相次ぎましたが、今シーズンもすでに9県10事例の発生が確認されており（令和3年12月31日現在）、五島管内でも予断を許さない状況にあります。昨年度発生農場の多くは、農水省の疫学調査により下記項目の遵守不備が確認されました。今シーズン発生農場の疫学調査でも、同様の不備が確認されました。

- 鶏舎出入りの際の手指消毒の不徹底
- 鶏舎ごと専用靴の未設置及び交差汚染防止の不徹底（写真1）
- 鶏舎及び堆肥舎への防鳥ネットの未設置
- 定期的な防鳥ネットの破損確認の未実施と修繕不能（写真2）
- 鶏舎の屋根または壁面の破損箇所の修繕
- 鶏舎内でネズミ等野生動物の侵入防止の不備（写真3、4）
- 特定症状発見時の早期通報の遅れ

外部から農場へウイルスが侵入する経路は多く存在します。農場に入る人・物・車両の消毒（写真5～7）と、防鳥ネット等による野鳥・小型の野生動物の家きん舎への侵入防止（写真8）について点検・確認を徹底し、上記の項目について特に見直しを図り、鳥インフルエンザへの対策をお願いします。

指摘事項					
	鶏舎ごとの長靴交換なし	鶏舎側面の防鳥ネットの破損	集卵ベルトの上下の隙間	鶏舎ドアの隙間	
	人・物・車両対策			野生動物対策	
		農場に入る車両の消毒	家きん舎に入る人・物の消毒		
					
		家きん舎に防鳥ネットの設置			

引用:農林水産省HP

鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました

管内で鳥インフルエンザが発生した場合に備えて、五島地域鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました。

11月2日に実施した実地演習では、県機関及び五島市職員が参加し、消毒ポイントの一通りの作業を実施・確認を行いました。11月9日には、県機関と関係機関における情報伝達体系の確認と実際の担当作業の確認のための机上演習を実施しました。

ともに参加職員から多くの質問・意見がなされ、実際に発生した場合の円滑な作業のために理解を深める演習となりました。これからも、管内発生に備えて関係機関との連携を深めてまいります。



実地演習の様子



机上演習の様子

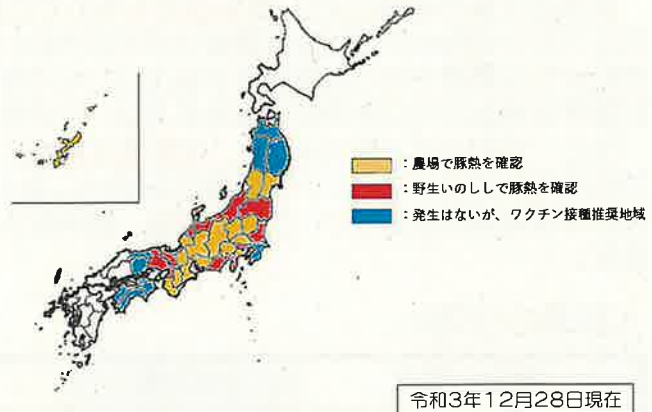
豚熱・アフリカ豚熱の発生状況

豚熱は、現在も国内での発生が続いています。令和3年12月28日現在、16県で76例が確認されています。また、野生イノシシについても陽性事例が確認されたのは25都府県におよんでいます。

一方でアフリカ豚熱は、国内での発生はありませんが、近隣諸国で確認が続いています。特にアフリカ豚熱はワクチンが開発されていないため、国内に侵入した場合には大きな被害が想定されています。

発生予防のため、飼養衛生管理基準の再確認をお願いするとともに、異状確認時には当所への速やかな通報をお願いします。

豚熱 (CSF) 発生状況

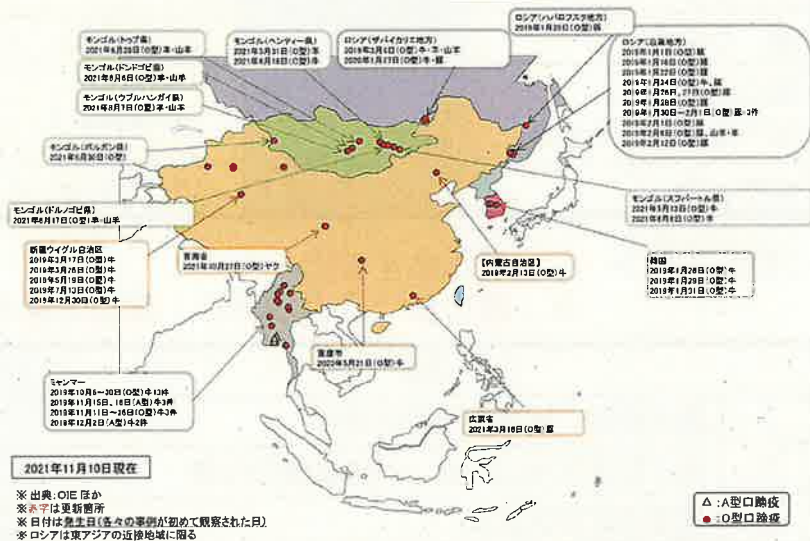


口蹄疫の発生状況

国内での発生は確認されていませんが、令和3年5～8月に、モンゴルの複数県で牛、山羊、羊の口蹄疫が、10月には中国でヤクの口蹄疫の発生が確認されています。国内への侵入リスクが高い状況にあると考えられます。

牛、豚、羊、山羊を飼養する皆様は、①海外渡航の自粛 ②消毒の徹底 ③毎日の健康観察・早期発見について実施をお願いします。

アジアにおける口蹄疫の発生状況 (2019年1月以降の発生)



引用：農林水産省HP

今後も渡り鳥が飛来、滞在するシーズンは続くこと、また、年末年始等を迎え人の往来の増加が見込まれることから、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病の病原体の農場への侵入リスクは高まっており、引き続き、緊張感を持って防疫対策にあたるのが重要です。

農場内に病原体を侵入させないため、飼養衛生管理基準遵守徹底が重要となりますので、特に下記について対応をお願いします。

万一飼養家畜・家畜に異状が認められた場合は家畜保健衛生所までご連絡ください(休みでも転送電話でつながります)。

- 畜産関係者等の家畜伝染病が発生している外国への渡航の自粛
- 毎日の健康観察、異状家畜・家畜の早期発見・早期通報
- 野生動物等からの病原体の侵入防止(防護柵、防鳥ネット等)
- 必要ない人や車両等の農場への出入り制限、出入りする際の消毒徹底
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用
- 農場周辺の消石灰散布等による農場へのネズミ等を介した病原体侵入防止

飼養用途や頭羽数を問わず、家畜・家きんを飼養されている方は、定期報告の提出が必要です！

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的を含めて家畜・家きんを1頭（羽）でも飼養している方は**、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が**義務付けられています**。提出期限内に当所、市町または最寄りのJA支店まで提出いただきますようお願いいたします。新しく家畜・家きんの飼養を始めた方やご不明な点がある方は、お手数ですが当所までお問い合わせください。

また、令和4年2月1日から「**飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底**」が施行されます。マニュアルの雛形を送付しますので、次ページを参考に、各自で飼養衛生管理者の情報等を記入していただいた後、農場立入記録簿と併せて農場で活用するようお願いいたします。

<農場の分類>

家畜の種類	小規模	中規模	大規模
牛(24か月齢以上)	1頭	2頭以上、200頭未満	200頭以上
馬			
豚、鹿、めん羊、山羊、いのしし	6頭未満	6頭以上、3,000頭未満	3,000頭以上
鶏、うずら	100羽未満	100羽以上、10万羽未満	10万羽以上
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		100羽以上、1万羽未満	1万羽以上
だちょう	10羽未満	10羽以上、1万羽未満	

<提出書類> ○：毎年必ず提出
△：提出したことがあり、前回内容と変更がなければ提出不要

内容		小規模	中規模	大規模
1	基本情報、家畜の種類と頭数	○	○	○
2	衛生管理区域の設定・消毒設備の設置		△	△
3	埋却地の確保状況		△	△
4	大規模農場に関する報告			△
5	飼養衛生管理基準の遵守状況		○	○
6	飼養衛生管理マニュアル	△	△	△

<提出期限> 期限内の提出をお願いします

- ①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者
⇒ **令和4年4月15日**
- ②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者
⇒ **令和4年6月15日**



各農協支店に回収boxを設置しました！
定期報告書、自己点検表、同意書等の提出にご利用いただけます。

飼養衛生管理マニュアルは 記入及び農場内保管をお願いします！

令和4年1月に「飼養衛生管理マニュアル」を牛飼養農家の皆様へ配布します。マニュアルが手元に届き次第、下記例を参考に記入し、農場内で保管するようお願いします。

①表紙

農場名及び飼養衛生管理者名を記入

飼養衛生管理マニュアルおよび記録台帳 (肉用牛編)

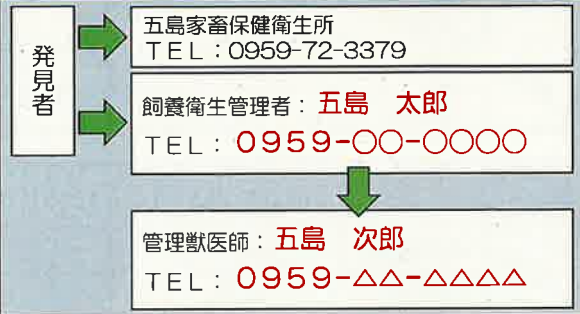
【内容】
(1) 飼養衛生管理マニュアル(例) <small>※下線部分に必要事項を記入のうえ、マニュアルとして活用ください</small>
(2) 口蹄疫の特定症状と早期通報
(3) 飼養衛生管理区域の見取り図(例)
(4) 衛生管理区域立入の記録

農場名(所有者名): 五島 花子
飼養衛生管理者名: 五島 太郎

②緊急連絡網 (p5)

飼養衛生管理者及び管理獣医師の連絡先を記入

特定症状が確認された場合の緊急連絡網



③衛生管理区域の明確化について (p3)

境界線として利用するものに丸印をつける

※着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が接触しないよう分けて保管する。

境界線: スノコ、白線、その他 () 3



④洗浄・消毒に用いる薬剤について (p1, p4)

物品、車両、手指、長靴、衣服について、それぞれ利用する消毒薬及び濃度を記入

※物品の消毒方法

★浸漬消毒

対象: ロープ、器具等

消毒薬: パコマ (1,000倍)

①水洗い後、器具を消毒薬に漬ける。

②消毒後、水洗いし十分乾燥させる。



★噴霧消毒

対象: 大型備品(削蹄具、体重計等)

消毒薬: パコマ (1,000倍)

①噴霧器・バケツ等で消毒薬をかける。

②消毒後、水洗いし十分乾燥させる。



★アルコール消毒

対象: 修繕工具、授精器具等

①スプレーで噴霧したり、アルコール綿花で拭く。



車両の洗浄・消毒方法

消毒場所: 衛生管理区域境界

●消石灰帯による消毒の場合

・石灰帯は車輪全体が消毒できる幅で散布する。

・石灰帯は **2 週間に1回** 散布しなおす。

(雨で石灰が流れた場合は、散布しなおす。)



●噴霧器による消毒の場合

・消毒薬: パコマ (1,000倍) (例: 逆性石けん (500倍))

・車両全体を消毒した後、タイヤ、タイヤハウスを入念に消毒する。



●車内の洗浄・消毒の方法

・消毒薬: アルコール (70% 倍) (例: アルコール、逆性石けん)

・フロアマット、ペダル、ハンドル、シート等に噴霧し消毒する。

⑤その他 (p6以降)

- ・飼養衛生管理区域の見取り図を、p6を参考に空白部分に記入・添付
- ・衛生管理区域立入台帳への記入

牛のアルボウイルス感染症サーベイランス検査結果について

毎年、春先に生まれた未越冬牛の子牛の抗体検査により、蚊や牛又カカによって媒介され異常産等を引き起こす原因となる牛アルボウイルス（牛流行熱ウイルス等）の動きを調査しています。今年度も管内の5戸の牛飼養農家にご協力いただき、15頭について検査を行いました。

五島管内では下表のとおり、抗体陽転は認められませんでした。県内他地域ではイバラキウイルスに対する抗体陽転が認められましたが、いずれも**ワクチン抗体によるもの**と判断されました。

		牛流行熱ウイルス	イバラキウイルス	アカバネウイルス	アイノウイルス
五島	陽転頭数	0/15	0/15	0/15	0/15
	陽転率	0%	0%	0%	0%
県内	陽転頭数	0/15	3/15	0/15	0/15
	陽転率	0%	20%	0%	0%

		チュウザンウイルス	ピートンウイルス	ディアギュラウイルス	シャモンダウイルス
五島	陽転頭数	0/15	0/15	0/15	0/15
	陽転率	0%	0%	0%	0%
県内	陽転頭数	0/15	0/15	0/15	0/15
	陽転率	0%	0%	0%	0%

牛飼養農家の皆様におかれましては、牛異常産ワクチンの接種を励行していただくとともに、これから春先までは特に体形異常を伴う異常産を疑う場合、診療獣医師や当所にご相談ください。

なお、診断には**胎盤**、**母牛血清**を用いた検査が重要ですので、異常産が疑われる場合には**検査材料の確保**をお願いします。

抗菌剤の慎重使用をお願いします

抗菌剤が効かない細菌のことを「**薬剤耐性菌**」といいます。耐性菌に、耐性のある抗菌剤を使用しても、菌が生き残るため、病気が治らなかつたり・治りが遅かつたりします。

現在、抗菌剤は畜産分野においても、動物用医薬品や飼料添加物として使用される重要な資材です。しかし、抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が私たち人に感染した場合、家畜の治療と同様に、抗菌剤が十分に効かなくなる可能性がありますので、以下による慎重使用をお願いします。

- ① 清掃・消毒の徹底、密飼い防止、飼料設計見直しによる飼養衛生管理の水準を向上
- ② ワクチンによる感染症の発生予防
- ③ 感染症発生時、獣医師へ相談した上での有効抗菌剤の選択
- ④ 抗菌剤は獣医師の指示のもと、用法・用量・使用禁止期間を守り使用

編集後記



家畜伝染病への注意徹底が最も必要な季節になりました。畜産農家の皆様には日常的な飼養衛生管理徹底のほか、県内や管内で家畜伝染病が発生した際の迅速な情報提供のため、メールアドレス報告もお願いしています。年が明けると定期報告書、自己点検表、マニュアル、同意書提出願等、様々な書類が手元に届きます。中身をよく確認した上で、提出すべき書類は期限内に提出していただきますよう重ねてお願い申し上げます。